

「太陽光発電施設を適正に設置・管理するためのガイドライン」を改定しました

茨城県 県民生活環境部 環境政策課

県では、2016年に「太陽光発電施設を適正に設置・管理するためのガイドライン」を策定し、地域との共生が図られた適正な導入を推進してきたところですが、この度、より一層の適正導入を図るため、ガイドラインを以下のとおり改定することとしました。

1 改定の背景

- 2018年度に、県内の50kW以上の太陽光発電施設の約1割を調査したところ、約2割の施設において、事業者情報等が記載された「標識」が未設置であったほか、第三者の侵入を防止する「柵塀等(フェンス)」についても、一部の施設で設置に不備が見受けられました。
- 「標識」や「柵塀等(フェンス)」は、法令で設置が義務化(標識は出力20kW以上の場合)されているだけでなく、地域住民の安全・安心を確保し、地域との共生が図られた適切な事業の実施を確保するために不可欠なものです。
- こうした課題に対応するため、ガイドラインを改定することとしました。

2 主な改定内容

【変更点①】 設置工事完了後に、「工事完了報告書」の提出が必要になりました。
⇒ 工事完了報告書に、「施設全体の写真」と「標識・柵塀等が設置されていることが分かる写真」を添付してください。

【変更点②】 事業概要書の提出後に、事業計画や事業者等に変更が生じた場合に、「変更内容を記載した事業概要書」の提出が必要になりました。

固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー発電事業の認定発電設備		
再生可能エネルギー 発電設備	区分	太陽光発電設備
	名称	霞ヶ関発電所
	設備ID	D×××××××15
	所在地	東京都千代田区霞が関△番地
再生可能エネルギー 発電事業者	発電出力	150.0 kW
	氏名	経済産業株式会社 代表取締役 経済一郎
	住所	東京都千代田区霞が関○番地
保守点検責任者	連絡先	××-××××-××××
	氏名	霞ヶ関メンテナンス(株) 理事長 産業二郎
	連絡先	××-××××-××××
	運転開始年月日	(西暦)○○○○年X月○日

25cm以上
35cm以上
標識のイメージ



柵塀等のイメージ

3 施行期日

2019年4月1日

問い合わせ先

茨城県 県民生活環境部 環境政策課 地球温暖化対策G
TEL : 029-301-2939 / FAX : 029-301-2949